

スモンに関する調査研究費に関わる職員の行動規範

令和3年2月1日
健康福祉部健康推進課

研究活動の信頼性及び公正性を確保することを目的として、研究活動に関わる職員（以下「研究班職員」という。）が、遵守すべき行動規範をここに定める。

（職員の行動）

第1 研究班職員は、研究活動が県民からの信頼と負託のうえに成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。

（法令の遵守）

第2 研究班職員は、研究活動の実施、研究費の使用等に関しては、法令や関係規則を遵守する。

（研究対象などへの配慮）

第3 研究班職員は、研究への協力者の人格、人権を尊重する。

（個人情報の保護）

第4 研究班職員は、研究活動により知り得た個人情報について、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

（研究活動）

第5 研究班職員は、研究活動の立案・計画・申請・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。また、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

（研究費の使用）

第6 研究班職員は、研究資金の原資が国民の税金等公的資金であることから、これを適切に使用する義務があること、書類による説明責任を負うことを明確に認識し、資金の使用に関するルールを理解し遵守する。

研究資金の使用に関する事実の隠ぺいや虚偽の報告及びこれらを伴う資金の目的外使用・流用や着服は、不正使用であり、断じてこれを行わない。また、第三者に対し、不正使用を行わせない。